



資源プラ協会は、持続可能な  
プラスチックリサイクル社会を  
創造します。



廃プラを「処理する」から  
資源プラを「製造する」へ。

世界のプラスチックリサイクルを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており国内外問わず、物量重視から品質重視へ大きく変わろうとしています。国土を汚すような品質感のないプラスチックはグローバルリサイクルでの流通が難しい時代となりました。

一般社団法人資源プラ協会は、業界のトップランナーと検討を重ね、「素材毎の分別、全量再生プラスチック原料の基材として直接利用できる」ような品質の高いプラスチック資源を「資源プラ（資源プラスチック）」と呼び習わす事としました。

そして、「資源プラ」の啓蒙活動を通じて、我が国におけるリサイクル事業者及び周辺事業者の意識と社会的地位の向上を図り、審査認定を通じて品質を高め、循環型社会を推進し、地球環境の改善に貢献いたします。

一般社団法人

資源プラ協会

[www.shigenpla.com](http://www.shigenpla.com)

#### 資源プラの定義

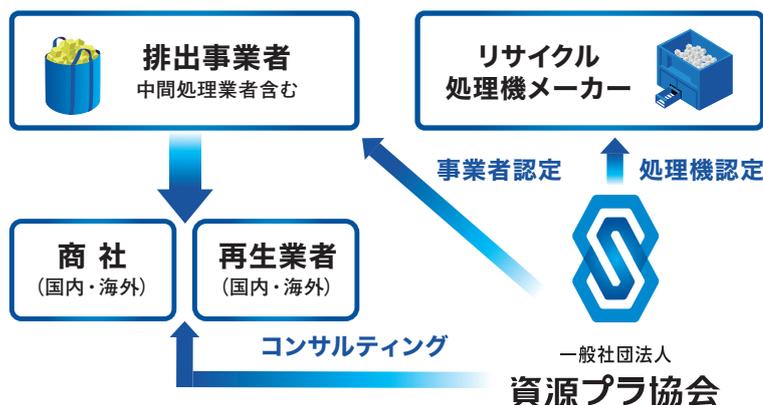
- 1.適切な前処理、中間処理を施す事で、全量再生プラスチック原料の基材として利用できる品質を保持する処理物である事。
- 2.品質とは、汚れの付着や異物の混入の程度、中間処理に伴う物性低下の程度などの事であり、具体的な品質基準は別途定める。
- 3.処理物は輸送時や保管時において、取り扱い易く、物理的・化学的に安定であり、安全かつ衛生的に取引ができる荷姿に仕上げられている事。
- 4.プラスチック廃棄物の適切な処理を進めるため、関連法令に定める基準を満たし、法令を遵守する事。
- 5.輸出に供される処理物については、輸出に関する国内法および国際条約、輸出先の国内法に定める規制基準に適合する事。
- 6.盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（盗品等）など、違法・脱法行為に由来するプラスチック廃棄物の処理物ではない事。



「資源プラ」と呼ぶことで意識を変える。  
プラスチックリサイクルの未来が変わる。

プラスチックリサイクルは、この20年余りで、技術的、マーケット的にも進化し、再生プラスチック原料化（ペレット化）せずに、グローバルに流通するようにもなりました。ただ、それらは「廃プラ（廃プラスチック）」と呼ばれ、「リサイクル処理されたプラスチック」と「廃棄されるべきプラスチック」が混在していました。

一般社団法人 資源プラ協会は、リサイクル処理されたプラスチックを「資源プラスチック（以下、資源プラ）」とそうでないものを「廃プラ」を区別して呼び、排出事業者やリサイクル処理機メーカー、再生事業者、商社に対して、「資源プラ」の品質向上に関する情報の提供、普及啓蒙活動及び審査認定、出版物制作、セミナー開催、製造装置や機器の開発販売、調査、研究事業、コンサルティング等を提供いたします。

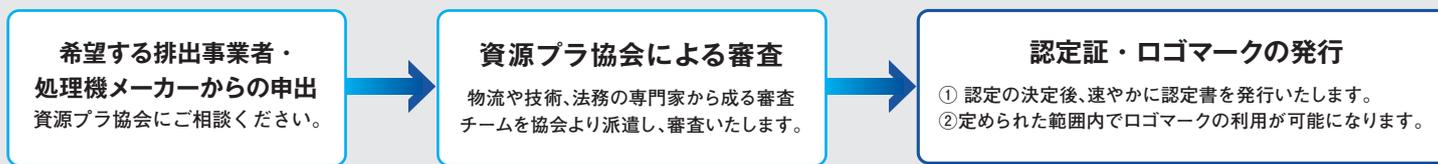


## 資源プラ認定制度

プラスチックの材料リサイクルに関係する事業所（排出事業者、中間処理業者）に関し、資源プラ制度を理解し、資源プラを製造する仕組みや能力を有している事業所を資源プラ協会による審査を経て認定します。

### 資源プラ認定までの流れ

認定と同時にプラスチックリサイクルの最適な商流をご紹介します



**4つの認定基準** 下記の4つの認定基準に関し、審査における判定項目を設け、資源プラ協会による審査を行います。

**基準1** 「資源プラスチック」という取り組みに対する理解と賛同が得られているか？

**基準2** 素材毎の分別が行われ、全量再生プラスチック原料の基材として直接利用する事ができるか？

**基準3** 処理（前処理、中間処理、再生処理）は適切に行われているか？

**基準4** 関連する法令や商慣習を理解し、遵守しているか？